

## 令和5年度 事業案内

### 働きやすい職場づくり支援 介護人材の養成・専門性の向上支援

#### ●働きやすい職場づくり支援（個別相談・専門家派遣）

交付金事業

##### 雇用管理等に関する相談

人事制度・賃金体系・就業規則・助成金の活用・経営全般など

※ICTの活用やハラスメント対策、BCPの作成支援

(社会保険労務士・中小企業診断士等のコンサルタントが対応)

##### 健康管理やメンタルヘルス等の相談 ※本年度終了

腰痛予防対策・感染症予防対策・メンタルヘルス対策など

(看護師・産業カウンセラー等のヘルスカウンセラーが対応)

##### 教育、研修に係る相談

効果的な研修計画の策定・整備、キャリア形成など

(介護人材育成コンサルタント等が対応)

#### ●介護人材の養成、専門性の向上支援

##### 雇用管理責任者講習 〈厚生労働省委託事業〉

雇用管理の改善等に関する業務の人材を養成・支援

### 〈群馬県委託事業〉

#### ●生産性向上対策支援（個別相談・専門家派遣）

##### 介護業雇用管理等相談援助事業

・雇用管理等相談援助支援

・ぐんま介護人材育成制度に係る支援

※人材育成・処遇・職場環境改善に取り組む事業者を群馬県が認定・認証

・介護ロボット等導入機器活用等支援

・ハラスメント対策個別支援

##### 特定処遇改善加算取得支援事業（新規開設事業所含む）

※職員のグループ分けや配分ルール、規則・規程の改定・整備など

【問合せ先】

公益財団法人 介護労働安定センター群馬支部

TEL: 027-235-3013 FAX: 027-235-3014

mail : kaigogunma@kaigo-center.or.jp

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/>



専門家にアドバイスを受けてみませんか！

# 無料相談のご案内

～『魅力ある職場づくり』を応援します！～

オンライン  
相談も可



## こんなご相談ありませんか？

### 雇用管理等に関する相談

介護事業所の事業主や管理者の方を対象に、雇用管理改善に係る課題整備について、社会保険労務士・中小企業診断士・コンサルタントなどが相談に応じます。

- ・**人事制度** 勤務体系、職務基準、人事考課・評価制度など
- ・**賃金体系** 昇給、各種手当、賃金規定、処遇改善加算、改正法施行後の割増賃金など
- ・**就業規則** 育児介護休業法、女性活躍推進法、個人情報保護法、ハラスメント対策、就業規則見直しなど
- ・**助成金の活用等** 助成金を活用して雇用管理環境を整備したい。など
- ・**経営全般** 生産性向上（ICT活用・事務の簡易化・多能工化など）、BCP作成など

### 健康管理やメンタルヘルス等の相談

※本年度終了

介護の職場で働く方の働きやすい職場環境づくりをお手伝いするため、看護師・産業カウンセラーなどが相談に応じます。

- ・**健康管理** 腰痛予防や感染症予防など
- ・**ストレス対策／メンタルヘルス** ストレスの軽減方法や精神衛生の確保など

### 教育・研修にかかのご相談

職業能力（介護職員の研修・スキル）の向上を目指し、介護事業主の抱える課題についてアドバイスをします。

#### 【ご相談事例】

・研修計画の策定・整備、職員の育成（階層別研修）、キャリアパスの構築、助成金を活用した職員研修計画  
専門家等に直接、個別相談をすることができます。（訪問又は窓口）ご相談の上、検討課題、問題点を整理し、研修内容・計画のお手伝いをします。

### お申込み・お問い合わせ



公益財団法人 介護労働安定センター 群馬支部

TEL:027-235-3013 FAX:027-235-3014

E-Mail : gunma@kaigo-center.or.jp

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/>

担当：塩野・白井

- 相談場所は、貴事業所または当センター事務所にて行う事もできます。
- お申込みは裏面の申込用紙に必要事項を記入の上、FAX・郵送でお送りください。
- 相談内容は秘密厳守いたします。お気軽にお問合せください。





# 「雇用管理責任者」を選任しませんか!?

雇用管理改善や相談窓口の担い手を選任して  
魅力ある介護の職場づくりを目指しましょう!

介護分野では、深刻な人手不足が続いています。この問題を解決するために、介護労働者が能力を発揮し、生き生きと働く事ができる「魅力ある職場づくり」を進める事が大切です。魅力ある職場づくりの実現に向けて、雇用管理責任者の選任をご検討ください。

## 雇用管理責任者とは

介護事業所で、「魅力ある職場づくり」のために、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者からの相談への対応、その他介護労働者の雇用管理の改善等に関する管理業務を担当する者をいいます。

### 〈介護分野で雇用管理責任者が担う業務例〉

- ・労働者の適切な配置
- ・賃金・評価等の処遇改善
- ・人材育成
- ・メンタルヘルス対策
- ・労働者の相談体制の整備
- ・ICTやロボット等の活用による業務効率化
- など、労働者の身体的・精神的負担を軽減する取り組み

### 〈介護労働者雇用管理責任者講習〉

厚生労働省は、雇用管理責任者となる方などを対象に、雇用管理の基礎知識、最新の労働法規などを学ぶ講習を実施しています。  
(e-ラーニング形式も実施します。)



## 雇用管理責任者を選任するメリット

### 介護労働実態調査からみた状況

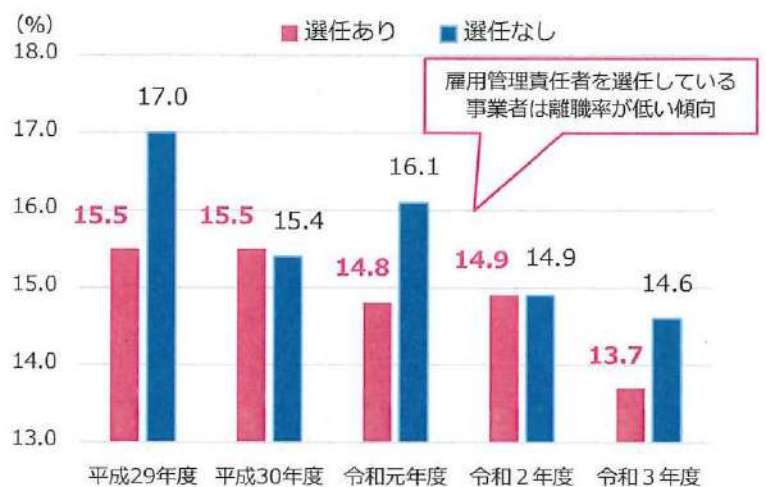
雇用管理責任者を選任している事業所は

- 選任していない事業所に比べ離職率が低い傾向にあります。
- 従業員の早期離職防止や定着促進に積極的に取り組んでいるケースが多いです。

### 制度上のメリット

- 雇用管理責任者の選任は、**介護分野の助成金**（人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース））の**支給要件の一つ**です。
- 介護労働者雇用管理責任者講習を修了すると、選任された雇用管理者、雇用管理責任者講習を受講した方と事業者等に対し、必要に応じて個別相談や研修のご案内等をさせていただきます。

### 介護事業所の離職率



雇用管理責任者を選任している事業者は離職率が低い傾向

【出典】（公財）介護労働安定センター「介護労働実態調査」

### 実際に雇用管理責任者を選任した事業所の声

- 希望や不安・不満等を相談してくる労働者が増加し、これまで把握できていなかった労働者の意見や悩みを把握できた。
- 労働者の考えを知り、勤務体制や労働条件などの対策が取り易くなり、職場環境の改善に繋がった。
- 職場内のコミュニケーションが良くなった。



## R5介護労働者雇用管理責任者講習のご案内 (eラーニング 総合コース)

### 介護事業所の皆さまへ

～働きやすい職場づくりのために～

厚生労働省は『介護雇用管理改善等計画』の中で雇用管理改善を推進するには、雇用管理責任者を選任することが重要であるとしています。雇用管理責任者を選任して雇用管理を行う体制を整備しましょう。

### 本講習では…

介護事業所の雇用管理改善を促進していくうえで必要な知識やポイントを解り易く解説していきます。

講師：吉野美奈子氏(社会保険労務士)  
カリキュラム

オリエンテーション (15分)

第1部 守らなければならない労務管理のポイント1 (56分)

介護労働を取り巻く課題を解説、募集時の注意点、労働契約等について説明します。

第2部 守らなければならない労務管理のポイント2 (67分)

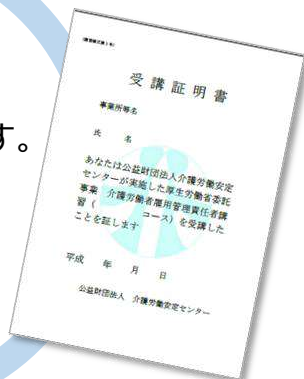
採用後は、トラブル防止のために適切な労務管理が大切です。労働時間、休憩や休日、有給休暇、賃金等を解り易く解説します。

### eラーニングは…

パソコンやスマホがあればいつでも、どこでも理解度に合わせ反復して受講できます。

### 無料です

受講料は無料です。  
受講証明書を発行します。



第3部 健康でいきいきと働ける職場づくりのために (40分)

長く働き続けるために、介護労働者の健康管理、働きがいのある環境を作るポイントを解説します。

お申込みについては、下記の禁止事項及び注意事項をご確認ご了承のうえ、FAXによりお申し込みをお願いいたします。※下記禁止事項等にご同意いただけない場合は、動画の視聴はできません。

■禁止事項

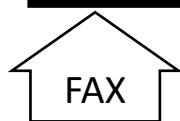
- ・本動画の視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。
- ・本動画の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。
- ・本動画のSNS上への掲載。
- ・本動画における著作権を侵害する行為を行うこと。

■注意事項

- ・本動画視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
- ・受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
- ・本動画視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき、申込書の内容は、厳重に管理し、当センターの事業のご案内に使用すること以外はご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。

**FAXでのお申込み** 下記の必要事項にご記入のうえ、本紙をFAXで送信してください。



公益財団法人介護労働安定センター 群馬支部  
FAX 027-235-3014



令和5年度 介護労働者雇用管理責任者講習eラーニング 総合コース  
受講申込書

法人名				<input type="checkbox"/> 上記禁止事項等について 同意のチェックをお願いします。
事業所名				
サービス種別				
所在地等	〒			
	TEL		FAX	
フリガナ			役職	
氏名				
e-mail				

■下記の項目について、ご記入☑をお願いします。

1. 貴事業所では、雇用管理責任者を選任していますか。

- はい  いいえ  わからない

2. 該当する事業所のみお答えください。

- 開設3年以内  従業員50人以下

お問い合わせ先



公益財団法人 介護労働安定センター 群馬支部

〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1丁目14番1号

TEL : 027-235-3013 FAX : 027-235-3014

E-mail : gunma@kaigo-center.or.jp

http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/

担当：塩野

☆☆介護を未来にわたって支えるため、働きやすい、働きがいのある職場づくりに貢献します☆☆

無 料

群馬県令和5年度介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業

# 「介護職員等特定処遇改善加算」 個別相談のご案内

●介護職員等特定処遇改善加算の申請はお済ですか？この機会に申請をご検討されてはいかがですか。

●処遇改善加算の専門家(社会保険労務士など)が貴事業所に直接訪問し、手続きや書類の書き方についてわかりやすくアドバイスする等、新規取得のご支援を行います。

## 対象事業所

- 新規開設事業所
- 特定処遇改善加算が未取得

## 相談期間

令和5年6月1日～令和6年2月28日

## 相談回数・時間

1事業所2回程度訪問  
1回あたり1.5時間程度

## 相談費用

無 料

## 相談内容の例

- ①キャリアパスの作成(職位・職責、職務等に応じた経験の積み重ね方、能力を上げていく順序等の設定方法等にかかる相談)
- ②キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを満たす方法
- ③昇給の仕組みとは
- ④キャリアパス、昇給の要件の設定方法
- ⑤就業規則の改定、賃金規程整備上の留意点
- ⑥処遇改善加算の根拠となる書類・記録について
- ⑦特定処遇改善加算の概要
- ⑧ベースアップ等支援加算の概要 など

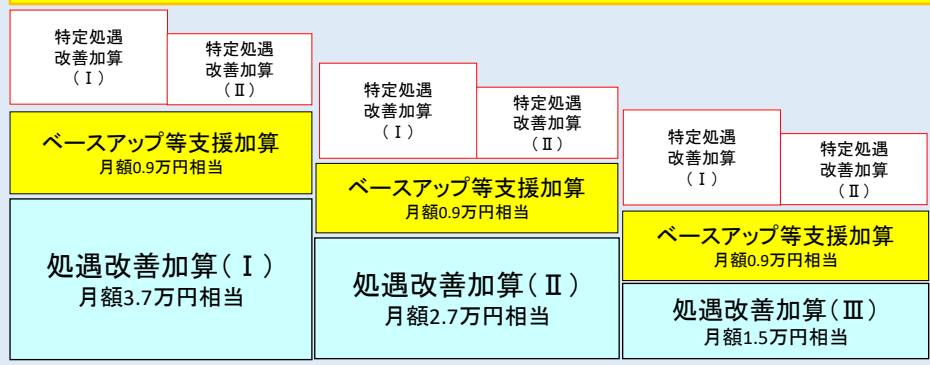
### 《 処遇改善加算の動向 》

- 令和3年介護報酬改定で「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件が一部緩和されました。
- 令和4年10月よりベースアップ等支援加算が新たに創設されました。

介護労働安定センターがご支援いたします。お気軽にお申込み下さい。

### 処遇改善に係る加算全体のイメージ

令和4年10月より従来の処遇改善加算および特定処遇改善加算に加え介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。



- 〈キャリアパス要件〉①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

### 【問合せ】公益財団法人 介護労働安定センター 群馬支部

〒371-0022 前橋市千代田町1丁目14番1号 橋詰広瀬川ビル2階  
TEL 027-235-3013 FAX 027-235-3014  
【担当: 上野・塩野】

FAX 027-235-3014

(公財)介護労働安定センター 群馬支部

## 令和5年度介護職員処遇改善加算取得促進支援事業の概要

## 1.概要

介護サービス事業所（加算算定非対象サービスを除く）における介護職員等特定処遇改善加算の新規算定に向けた支援を行う（**介護職員処遇改善加算未算定事業所に対しては介護職員等特定処遇改善加算の算定を前提に、その相談についても対応いたします**）。具体的には、個別訪問を希望する事業所に対し専門的な相談員（社会保険労務士など）を派遣し、相談・支援を行うものです。

- (1)対象事業所 処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算加算を未取得の事業所
- (2)方法 原則、専門的な相談員(社会保険労務士等)が対象事業所を直接訪問します。  
**※オンライン実施ご希望の場合は、下記オンライン希望欄にご記入ください。**
- (3)相談回数 原則、1事業所2回程度訪問
- (4)相談時間 1回当たり1.5時間程度
- (5)費用 無料
- (6)実施期間 令和5年6月1日～令和6年2月28日
- (7)相談内容 表面記載の相談内容参照

2.受託先 公益財団法人介護労働安定センター 群馬支部

◆本事業は群馬県からの委託を受けて（公財）介護労働安定センター群馬支部が実施します。

## 「介護職員等特定処遇改善加算」個別相談申込書(無料)

相談内容 (該当区分に○)	<input type="radio"/>	特定処遇改善加算新規算定 (処遇改善加算算定済)	<input type="radio"/>	特定処遇改善加算新規算定 (処遇改善加算同時算定)
法人名・事業所名				
所在地	〒			
電話番号・FAX	電話番号:		FAX	
オンライン希望	<input type="radio"/>	メールアドレス:	@	
相談者氏名			役職	

## ▼相談希望日

第1希望	令和	年	月	日( )	時	分~
第2希望	令和	年	月	日( )	時	分~

## ※センター記入欄

相談日	令和	年	月	日( )	時	分~	担当相談員	
-----	----	---	---	------	---	----	-------	--

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は厳重に管理し、ご本人の了承なしに第三者に提供されることはありません。

## 【問合せ】公益財団法人 介護労働安定センター 群馬支部

〒371-0022 前橋市千代田町1丁目14番1号 橋詰広瀬川ビル2階  
TEL 027-235-3013 FAX 027-235-3014

【担当: 上野・塩野】



# 介護職員等特定処遇改善加算 取得のポイント

介護職員等特定処遇改善加算等について  
要点を絞って解説しています

## 解説動画

第1章 処遇改善加算キホンのキ  
(視聴時間 約10分)

<https://youtu.be/0JboAXWB100>



第2章 処遇改善加算の算定条件  
(視聴時間 約12分)

<https://youtu.be/7dw6FQs07aE>



第3章 特定加算のよくある誤解  
(視聴時間 約10分)

<https://youtu.be/qNZJCq864C4>



第4章 配分方法と月次管理  
(視聴時間 約16分)

<https://youtu.be/UDqKA7Ao8bk>



第5章 職場環境要件とは  
(視聴時間 約9分)

<https://youtu.be/HSAK0URyf20>



解説資料のダウンロードはこちらから

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/2023/013644.html>



講師

栗原 知女

介護人材開発コンサルタント  
(公財)介護労働安定センター群馬支部 研修講師

計画書提出については  
各自治体にお問い合わせください

当該事業  
お問合せ先

(公財)介護労働安定センター群馬支部

TEL:027-235-3013

<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/index.html>



# 介護業雇用管理等相談援助事業

介護労働安定センター群馬支部では、群馬県より委託を受け「介護業雇用管理等相談援助事業」を実施しております。

この事業は、当センターの職員が日常的に事業所を訪問させていただき相談等を承り、併せて雇用管理分野の専門家を**無料**で派遣するなど、事業所の課題解決のお手伝いをしております。

## － このような時には、是非この事業をご利用下さい －

### ◆〈情報共有・コミュニケーション〉

組織力の向上と組織風土の改革を図るために、法人の年度事業計画を策定したい！

### ◆〈労務管理、人事管理、職場環境〉

労働意欲を維持するため、適正かつ適切な労務管理(休暇・労働時間管理、健康管理、ハラスメント対策等)を改善したい！

介護ロボットやICTの導入・活用等により、業務分担の見直しや明確化、導入後の検証を行いたい！

### ◆〈評価・処遇〉

職員のモチベーションを高める取組みとして、役割や目的・評価や報酬の仕組みを整備したい！

### ◆〈研修制度、自己啓発支援等〉

優秀な人材を確保するため、採用と育成への取組みを戦略的にやりたい！  
職員のスキルアップを図るため、階層別の教育体系や研修計画を整備したい！ など...

※ ご利用の際は「専門家派遣申込書」に記入の上、**当センターへメール送信(PDF)** 願います。(誤送信防止等のため、原則メールでの申込みとします。)  
なお、当センターホームページに、Excel形式の申込書もあります。

## 【問合せ先】



公益財団法人 介護労働安定センター群馬支部

〒371-0022 前橋市千代田町一丁目14番1号 橋詰広瀬川ビル2階

TEL : 027-235-3013 FAX : 027-235-3014

e-mail : kaigogunma@kaigo-center.or.jp

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/>

担当：塩野

## 専門家派遣申込書

法人名			事業所名		
所在地					
実施会場	※住所・施設名等 所在地で開催の場合は「同上」				
電話番号			FAX番号		
メールアドレス	@				
ご担当者名	役職:	氏名:	ぐんま介護 人材育成制度	認証・宣言・未	
主な事業(○で囲んでください)					
1 訪問介護 2 訪問看護 3 訪問入浴 4 通所介護 5 介護老人福祉施設 6 介護老人保健施設 7 特定施設入居者生活介護 8 小規模多機能居宅介護 9 認知症対応型共同生活介護 10 居宅介護支援 11 その他( )					
ご相談事項(○で囲んでください)					
区分	1.雇用管理相談		2.健康相談		3.人材育成相談
内容	1 人事管理相談 2 賃金管理 3 就業規則諸規定 4 福利厚生制度 5 経営全般 6 介護ロボット等		1 健康対策 2 メンタルヘルス		1 キャリアパス 2 職員の能力開発の進め方 3 研修プログラム作り
相談内容(具体的に)					
実施方法	対 面(貴事業所・センター)		オンライン(ZOOM・Webex)		
ご相談 希望日	第1希望	月	日( )	( : ~ : )	
	第2希望	月	日( )	( : ~ : )	

## ※センター使用欄

実施日時	月 日( ) : ~ :				
雇用管理 コンサルタント			派遣区分	相談・人材育成	
センター準備	スクリーン・プロジェクター その他( )		利用回数	相談 回目・育成 回目	

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は厳重に管理し、ご本人の了承なしに第三者に提供されることはありません。

## 【問い合わせ】

(公財)介護労働安定センター群馬支部  
〒371-0022 前橋市千代田町一丁目14番1号  
橋詰広瀬川ビル2階

TEL:027-235-3013 FAX:027-235-3014  
E-mail: kaigogunma@kaigo-center.or.jp  
URL <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/gunma/>

